

教えて!

消費生活 Q&A

～ 宅配業者を装った 偽メールにご注意!! ～



Q 携帯電話のSMS（ショートメッセージサービス）に、「お客様宛てにお荷物をお届けにあがりましたがご不在のため持ち帰りました。下記よりご確認ください。」というメッセージが届きURLが添付されていました。発信元は宅配業者のようだが、荷物が届く予定はありません。クリックして確認した方がいいのでしょうか？

A 宅配業者を装った「不在通知」の偽SMSによる相談が増えています。添付ファイルやURLのクリックで、不正なアプリを取り込まされてしまったり、偽サイトで決済用のIDやパスワードを入力させられ、身に覚えのない請求を受ける被害が発生しています。

安易にクリックせず、SMSが正式なものかどうか確認する場合は、自分で調べた宅配業者の電話窓口などに確認しましょう。また、受け取って不安になった時や、トラブルに遭った場合は、消費生活センターにご相談ください。



まずは電話で
お問い合わせください。 消費生活相談（受付）毎日 10:00～12:00・13:00～15:30 ※（土）日（祝）除く
消費生活センター（市役所本館2階） ☎ 072-947-3715（直通）



水道局からのお願い

引越しをされる時はお早めにご連絡を!

◆水道の使用を中止するとき

引越しで水道の使用を中止するときは、料金の精算に伺いますので、引越しの2～3日前までには必ずご連絡ください。

ご連絡がない場合は、引き続き料金がかかりますのでご注意ください。

◆新たに水道を使用される時

水道を使用される2～3日前までには、必ず使用開始のご連絡をお願いします。

お支払いは便利な口座振替を!

水道局指定の金融機関もしくは郵便局で、預金通帳とお届けの印鑑を持参の上、直接手続きをしてください。

【水道料金お客様センター】 ☎ 072-957-7770（直通） 平日 9:00～17:30 ※（祝）を除く（土）日 9:00～17:00

快適な街づくりへ 広がる下水道

公共下水道の供用が開始された区域は「処理区域」となります。水路（溝）の臭いや蚊の発生などの生活環境の改善や河川・水路の水質保全のためにも、速やかに公共下水道への接続工事を行っていただくようお願いします。すでに処理区域で、まだお済みでない方は早期に行ってください。なお、排水設備工事は、指定工事店でなければ施工することができません。

指定工事店は、令和3年3月現在で約200社あり、市への申請手続きなども指定工事店が行うことができますので、工事の見積もりを取り、指定工事店に工事を依頼してください。

指定工事店の一覧表は市ウェブサイトまたは下水道総務課にてご覧ください。



【問合せ】 下水道総務課
☎ 072-947-3910（直通）